



第3回口頭弁論期日 本格論戦へ

今回から裁判官の交代があり、今後は剣持亮裁判長と長野朋子裁判官が担当されることになり、「弁論の更新」(審理の引き継ぎ) 手続きがなされました。

裁判官が審理経過全体を直接聴取した上で、事実を解明し、法を適用するのが原則(直接主義)ですが、日本では裁判官が3年程度で転任になり、審理を終える段階になって裁判長が交代ということもあります。本誌2頁で紹介するペルー農夫事件では8年にわたってずっと同じ裁判官が担当してきたのと対照的です。

第3回弁論期日では、原告の堀之内来夏さんと仲地賢作さんがそれぞれの生活経験から意見を述べました。堀之内さんは、日常の中で感じる気候変動への危機感や、米国カリフォルニア州で経験した山火事の実験について話し、気候変動は「自然災害」ではなく「人災」とであると訴えました。仲地さんは、アウトドアアクティビティを通じて感じる自然環境の変化や、水害復旧支援に参加して自然災害の被害の大きさを目の当たりにした経験などを伝え、CO₂排出にまつわる社会的な動きについて「知らない」とばかり主張し責任を取ろうとしない被告らに対して、排出削減を義務付けるよう訴えました。



第3回期日の5月22日、名古屋地裁前で入廷行動に臨む原告と弁護団

弁護団からは被告の答弁書における反論への再反論を含め、訴状をさらに補充する第3、第4準備書面を提出し、訴状での原告の主張を補充しました。あわせて、科学文献や法律論文など大量の証拠書類も提出しました。また、被告らは第3回期日の直前の書面で原告の求釈明にほとんど答えず、むしろ回答の必要がないとの対応でしたので、再度、回答を求める第5準備書面を提出しました。

2月に第7次エネルギー基本計画の決定、5月にGX推進法の改正がなされ、2026年から日本型排出量取引制度が始まるなか、訴訟の論戦も本格化してきました。次回の被告らの対応が注目されます。

今回のニュースレター 目次

被告らは排出量情報の開示請求に答えず.....	P.2
ペルー農夫vsドイツ電力会社事件で画期的判決！.....	P.2
原告からの報告 声を上げる大切さを再認識.....	P.3
お知らせ.....	P.4
世界各地から応援メッセージ.....	P.4
イベント情報.....	P.4

第4回期日は 2025年9月17日(水) 14:30

若者気候訴訟の第3回口頭弁論期日は、2025年9月17日(水) 14:30から、名古屋地方裁判所にて開かれます。裁判はどなたでも傍聴することができます。期日の終了後は、裁判所近くの会場にて報告会も開催します。ぜひ傍聴席から応援をお願いします！(詳細は4ページ)

被告らは排出量情報の開示請求に答えず

誰もが気候危機を実感するようになった今、ほとんどの主要企業が「2050年カーボンニュートラル」を掲げ、統合報告書やさまざまな広告媒体を通して、いかに温暖化対策に熱心かを標榜しています。被告ら主要電力会社はその筆頭といえます。株主に対してだけでなく、消費者に対しても、ただ主張するだけでなく、その内容を根拠とともに、正確に説明する責任があります。最大のCO₂排出セクターである被告ら電力事業者においてはなおさらです。

気候危機の回避のために問題となるのは、2050年ネットゼロだけではなく、そこに至る削減の経路が、気温上昇を1.5℃に抑えることに応分の貢献をしたものであること—2019年の排出量に比べて2030年までに48%削減、2035年までに65%削減—が必要です。その経路の実現を求めているのがこの訴訟です。

被告らの計画の内容が具体的に示されることや、内容の適切性が訴訟の重要な対象物ですが、そのためには、被告らの計画の基準年とされている2013年度についてだけで

なく、計画の評価のためには2019年の排出量とその後の経過も示すことが不可欠です。さらに、被告の親会社所有の発電所についてだけでなく、子会社やその他の電力調達先とそこでの排出量の開示も必要です。自社では古い石炭火力を廃止したとしても、他社で石炭火力を調達させ、その電力を購入して消費者に供給することが不問とされては意味がないからです。

被告らは原告らの詳細な求釈明に答えていません。再度、要請したところです。

裁判所に提出された原告ら・被告らそれぞれの書面は、若者気候訴訟のウェブサイトでご覧いただけます。第3回期日で意見陳述した堀之内さんと仲地さんの陳述内容も掲載しています (<https://youth4cj.jp/documents/>)。

第3回期日報告会の録画もご覧になれます
<https://youth4cj.jp/blog/2025/05/26/3rd-court-date-news/>



ペルー農夫 vs ドイツ電力会社事件で画期的判決！

ペルーの農夫で山岳ガイドのサウル・ルシアーノ・リウヤが欧州最大のCO₂排出発電会社であるRWEに対する訴訟を提起したのは2015年のことでした。サウルの住むアンデスの麓にある村は氷河湖からの洪水被害に悩まされてきました。近年温暖化が進むにつれて氷河湖が拡大し、洪水に備えて自宅を改修しました。RWEの累積排出量は世界の総累積排出量の0.4%にもあたりますし、ドイツの2013年の排出量の21%を越えます。そこで、ドイツ民法典1004条1項の所有権に基づき、RWEの本拠地の裁判所に提訴し、NGOジャーマンウォッチが支援してきました。

第1審は日本のこれまでの判決と同様の古い考え方で却下したのですが、控訴審のハム上級裁判所は2017年11月30日、RWEのCO₂排出とサウルの被害の間の因果関係と、保護措置をとる責任の可能性を認め、2022年には裁判官がペルーの現地に赴いて検証しました。ところが、2025年4月28日、ハム上級裁判所はサウルの請求を棄却したのです。サウルを支援する科学者たちの見解とは逆に、裁判所が選任した鑑定人は今後30年間に洪水被害が及ぶ可能性は1%としていたことから、切迫した危険がないと判断されたためです。

長い裁判の結果、RWEから洪水リスクに対する防御措置への支援を得られないという結果は残念なことでしたが、サウルは「山々が勝利した」と語りました。弁護士たちも、気候訴訟の時代を変える画期的な判決と歓迎しています。なぜでしょうか。

というのも、今回の判決はRWEのような企業は原則として気候危機の結果について責任を負う可能性があることを明確にしているからです。判決では、1) 支配権を有する子会社などグループ全体の戦略的方向性とその結果生じる排出量についても責任を負うこと、2) エネルギー企業は人間のCO₂排出が地球温暖化を引き起こし、氷河の融解や海面上昇などを引き起こすことが1960年代半ばには明確に予見可能であったこと、3) RWEの世界全体の排出量に占める割合はスペインやスウェーデンなどの工業国と比べられるレベルで低いとはいえないこと、4) 被告が自らの行為により原告の財産に対する差し迫った危険を直接的に引き起こした責任があることなどが明記されています。若者気候訴訟など今後の訴訟を後押しする判決です。

毎日の暮らしの中で選択する
小さな行動の積み重ねが
未来の地球を左右する

報告 声を上げる大切さを 再認識した第3回期日

5月22日の第3回期日で法廷に立った堀之内来夏さんが、裁判官へ伝えた意見の内容や、若者気候訴訟に参加したきっかけについて報告します。

私は東京杉並区で生まれ育ちましたが、小学4年生のときに家族とともにアメリカ・カリフォルニア州へ移り住みました。2022年に大学進学のため帰国し、現在は京都にある立命館大学国際関係学部の4回生です。大学入学以来、気候変動への意識から、学内食堂で植物由来のメニューを導入する取り組みをしています。

5月22日に開かれた第3回期日口頭弁論で意見陳述の機会をいただきました。初めての経験で緊張もありましたが、自分の生活の中で実感してきた気候変動の影響を、裁判官の方々に率直に伝えたいという気持ちで臨みました。また、Avaazさんを通じて世界中から届けられたメッセージを読んだとき、私は一人ではないことを実感し、心から勇気づけられました。さらに、傍聴席も満席になり、たくさんの人が日本中から集まってくださったことが大変大きな力になりました。



報告会では様々な地域・年代の参加者らが原告や弁護団と交流した

意見陳述では、カリフォルニアで経験した山火事や、日本の暑さに関する実体験についてお話しました。高校生の頃、山火事の煙で空が灰色になり、マーチングバンドの練習や授業が閉鎖された経験は強く印象に残っています。また、帰国後の京都での夏は年々厳しさを増しており、特に2023年以降はエアコンなしでは過ごせなくなりました。こうした変化は、日常生活にじわじわと影響を与えており、気候変動がすでに身の回りで起きている現実だということを改めて実感しています。

幼い頃から、父や妹とシュノーケリングやカヌーでウミガメを見に行きました。そんな中、小学生の頃に読んだ子ども新聞で「温暖化による珊瑚の白化」を知り、大切な海



原告

堀之内来夏さん

で何が起きているのか不安と疑問を抱いたのを今でも覚えています。勝手に熱くなったり寒くなったりする地球に住む動植物たちはどれだけ苦しんでいるのか。2年前の夏、愛犬を連れて東京や京都の平等院を訪れました。家を出た途端、車を降りた瞬間からゼーゼーと息を切らしながら歩いていました。アスファルトが熱く、肉球の火傷や熱中症が心配でたまりませんでした。動植物は人間のように、クーラーで涼むことはできません。厳しい暑さや寒さを受け止めざるをえないのです。

気候変動は国境、人種、動植物、自然環境、世代を超えて命や生活に影響を及ぼすということを、裁判官の方々に伝えました。私たち一人ひとりが、毎日の暮らしの中で選択する小さな行動の積み重ねが、未来の地球を左右する、その責任から目をそらしてはいけなと強く思います。

報告会や交流会を通して様々なバックグラウンドや思いを持って環境問題に取り組むサポーターの皆さんとつながれたことも大きな励みとなり、これからも自分の立場から声を上げていくことの大切さを再確認しました。これからも、一緒に声を上げ、未来のために行動していきましょう！



報告会参加者との記念撮影。法廷の傍聴席は今回も満席となった

傍聴席から応援をお願いします！ ～第4回期日・報告会へご参加ください～

次の口頭弁論期日は、9月17日（水）午後2時30分から、名古屋地方裁判所において開かれます。期日では、原告と弁護団から、意見陳述を行います。裁判の傍聴に大勢の人が訪れることで、裁判官やメディアに対し、この訴訟が社会から注目されていることを伝えることができます。自らを取り巻く状況やその想いを伝える原告の姿を、傍聴席からぜひ応援してください。期日終了後は近くの会場で報告会も開催します。

【第3回口頭弁論期日】

日 時：2025年9月17日（水）

13:10～13:25 傍聴整理券配布（定員を超える場合は抽選）

13:30～ 入廷行動

14:30～ 第3回口頭弁論期日

※入廷行動は時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

内 容：原告による意見陳述、弁護団による訴状要旨陳述

場 所：名古屋地方裁判所

定 員：100名程度（満員の場合、抽選）

【報告会】

日 時：2025年9月17日（水）16:00～17:30頃

※時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

場 所：KKRホテル名古屋（名古屋市中区三の丸1-5-1）
& Zoom オンライン配信

申込み：オンライン参加のみ、要事前申込み

申込先：右に記載のQRコードよりお申込ください



世界各地から応援メッセージ

米国に本拠を置き、環境や人権などの問題解決に取り組むNGOのAvaazが、世界各地から日本の若者気候訴訟への応援メッセージを集め、第3回期日の会場へ届けてくれました。その中から一つのメッセージを紹介します。

世界中の人々を代表して、ありがとう。
あなたたちの活動が成功しますように。
そして、他の国々でもこのような行動が
広がっていきますように。

Bo D, from New Zealand



世界各地からのメッセージがブラカードとして掲げられた



若者気候訴訟ホームページをご覧ください

若者気候訴訟のホームページには、期日や関連するイベントなどの最新情報を掲載しています。

ぜひご覧ください！

<https://youth4cj.jp>



イベント案内

クールクライメートあいち主催勉強会 「今こそ聞きたい！明日を生きるための 若者気候訴訟」

若者気候訴訟のこれまでとの経緯と、被告はどのような反論をしているのか、など今こそ聞きたい質問に、弁護団がわかりやすい言葉で答えます。モデレーターと原告の方々とのトークセッションも予定しています。

日 時：8月30日（土）14:00～16:00

会 場：ウィンクあいち 1102会議室

（名古屋市中村区名駅4丁目4-3 8）

参加費：無料

参加登録：オンライン参加の方はQRコードからお申込ください。

会場参加の方は申込不要です。直接会場へお越しください。

